派遣元への宛名の記載は本社名でもその事業所名でも可能

平成３０年９月１５日

派遣先の通知元の記載は本社名でもその事業所名でも可能

(派遣元）

○○○○株式会社　御中

(派遣先）

株式会社△△△△△

○○○課○○○課長　氏名 □□ □□

**延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知**

　労働者派遣法第40条の２第７項に基づき、延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）を通知します。

記

１　労働者派遣の役務の提供を受ける事業所その他就業場所

①　事業所名：株式会社△△△△　大阪支店

②　事業所の所在地：大阪市○○区○○　○－○－○

③　その他就業場所：同上

「労働者派遣の役務の提供を受ける事業所その他就業場所」

の記載は、

①事業所名（事業所単位の期間制限の対象となる事業所名

を記載すること。つまり、基本的には、雇用保険の適用

事業所番号を持っている事業所名を記載すること）

　②事業所の所在地（①に記載した事業所の所在地を記載）

　③その他就業場所（雇用保険の加入が①の事業所の傘下の

例えば店舗や営業所に派遣する場合はその実際の就業

場所の名称と所在地を記載すること）

を記載すること

２　上記事業所の延長後の抵触日

平成３３年１０月１日

「上記事業所の延長後の抵触日」の記載は、その事業所の抵触日を記載すること。例えば前の抵触日が平成３０年１０月１日で派遣期間の延長が平成３０年１０月１日～平成３３年９月３０日の場合は、「上記事業所の延長後の抵触日」の記載は平成３０年１０月１日となることに注意する